



宮 崎 県 公 報

平成28年9月5日(月曜日) 第2826号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示	頁	
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更…………… (福祉保健課) 1		○宮崎県漁業調整規則に基づく聴聞の実施…………… (水産政策課) 1
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1		○国定公園に関する公園事業の決定…………… (自然環境課) 2
○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1		○土地改良区の役員の就退任の届出 (2件) …… (農村整備課) 2
		監査委員公告
		○監査結果の公表…………… 3
		○監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 3

告 示

宮崎県告示第 576号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
訪問看護ステーション 元気	都城市下川東4丁目3210番地

2 届出事項

指定医療機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市上東町3街区11号	都城市下川東4丁目3210番地	平成28年8月1日

宮崎県告示第 577号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
竹之下歯科医院	都城市広原町3号15番	平成28年8月1日

宮崎県告示第 578号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成28年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎医療センター病院	宮崎市高松町2番16号

2 救急病院等の認定の有効期間

平成28年9月8日から平成31年9月7日まで

宮崎県告示第 579号

宮崎県漁業調整規則(昭和39年宮崎県規則第23号。以下「規則」という。)第46条第3項の規定により、聴聞を実施する。

なお、規則第46条第4項の規定により、聴聞の期日における審理は公開とし、次のとおり行う。

平成28年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 聴聞の日時

平成28年9月21日(水曜日)午後1時30分から午後2時30分まで

2 聴聞の場所

宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁1号館4階 宮崎海区漁業調整委員会室

3 予定される不利益処分の内容

規則第46条第1項の規定による停泊命令

4 聴聞に関する事務を担当する部局等

宮崎県農水産部水産政策課漁業・資源管理室 電話番号0985

(26) 7146

公 告

自然公園法（昭和32年法律第 161号）第 9 条第 2 項の規定により決定した国定公園に関する公園事業の概要は、次のとおりである。

この公園事業の位置を表示した図面は、宮崎県環境森林部自然環境課及び椎葉村役場において一般の縦覧に供する。

平成28年 9 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

九州中央山地国定公園

公園事業の名称及び種類	区 間
波帰椎矢線（歩道）	起点 東臼杵郡椎葉村（松木・林道との交点） 終点 東臼杵郡椎葉村（松木・扇山登山線との交点）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、白鳥土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 9 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 口 三 雄	えびの市大字末永1180番地 2
理 事	山 口 育 雄	えびの市大字末永1235番地 2
理 事	繪 柳 博 憲	えびの市大字末永1104番地
理 事	島 木 静 雄	えびの市大字末永1090番地 8
理 事	岩 元 喜 一	えびの市大字末永1010番地 6
監 事	奥 松 良志久	えびの市大字末永1191番地
監 事	四 元 実 昭	えびの市大字末永 759番地 3

（任期：平成30年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 口 三 雄	えびの市大字末永1180番地 2
理 事	山 口 育 雄	えびの市大字末永1235番地 2
理 事	繪 柳 博 憲	えびの市大字末永1104番地

理 事	島 木 静 雄	えびの市大字末永1090番地 8
理 事	岩 元 喜 一	えびの市大字末永1010番地 6
監 事	奥 松 良志久	えびの市大字末永1191番地
監 事	四 元 実 昭	えびの市大字末永 759番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、畝倉土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 9 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	上 原 康 雄	えびの市大字大河平 122番地
理 事	溝 口 静 馬	えびの市大字大河平1502番地 3
理 事	福 元 義 昭	えびの市大字原田3716番地
理 事	下別府 敏 則	えびの市大字原田3531番地
理 事	立 山 博 巳	えびの市大字原田3912番地 4
理 事	濱 田 喜八郎	えびの市大字杉水流14番地 6
理 事	山 田 文 雄	えびの市大字原田1192番地 4
監 事	木 野 次 雄	えびの市大字原田3968番地
監 事	宮 崎 弘 一	えびの市大字原田 258番地

（任期：平成32年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	上 原 康 雄	えびの市大字大河平 122番地
理 事	溝 口 静 馬	えびの市大字大河平1502番地 3
理 事	福 元 義 昭	えびの市大字原田3716番地
理 事	下別府 敏 則	えびの市大字原田3531番地
理 事	立 山 博 巳	えびの市大字原田3912番地 4
理 事	木牟礼 重 久	えびの市大字原田19番地
理 事	池 田 満 次	えびの市大字大河平1647番地

監 事	木 野 次 雄	えびの市大字原田3968番地
監 事	濱 田 喜 八 郎	えびの市大字杉水流14番地 6

監査委員公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき平成28年 5 月12日から平成28年 7 月26日までの間に実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成28年 9 月 5 日

宮崎県監査委員 高 橋 博
宮崎県監査委員 若曾根 隆 志
宮崎県監査委員 山 下 博 三
宮崎県監査委員 新 見 昌 安

平成28年 4 月 7 日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第12項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成28年 9 月 5 日

宮崎県監査委員 高 橋 博
宮崎県監査委員 若曾根 隆 志
宮崎県監査委員 山 下 博 三
宮崎県監査委員 新 見 昌 安

--	--